弁護士法人

名古屋総合法律事務所は、相続（相続税を含む）・離婚・交通事故・債務整理
不動産・中小企業法務（使用者側の労働事件を含む）の 6 分野に特化した法律事務所です。

名古屋総合法律事務所 ニュースレター

2016
第８号

名古屋総合リーガルグループは、弁護士・税理士・司法書士・社会保険労務士など
各分野のエキスパートによる総合的法律経済関係事務所を目指します。
今回は、相続・相続税・不動産専門チームの弁護士・税理士・司法書士などによるコラムをご紹介したします。

Contents

02 相続・相続税ならお任せください
03 相続手続きの流れ・遺言書と遺留分
04 遺産分割協議はやり直せる？
05 基礎控除の留意点
06 相続財産と家族・認知症サポーター
07 士業紹介
08 業務案内

名古屋総合
リーガルグループ

We all work together to provide the best professional service.

相続・相続税のことなら
名古屋総合リーガルグループへ
お任せください

４つの士業がどんなお悩みでも
ワンストップで解決いたします。

チームを組んで、
分野・職域の壁を越えます！

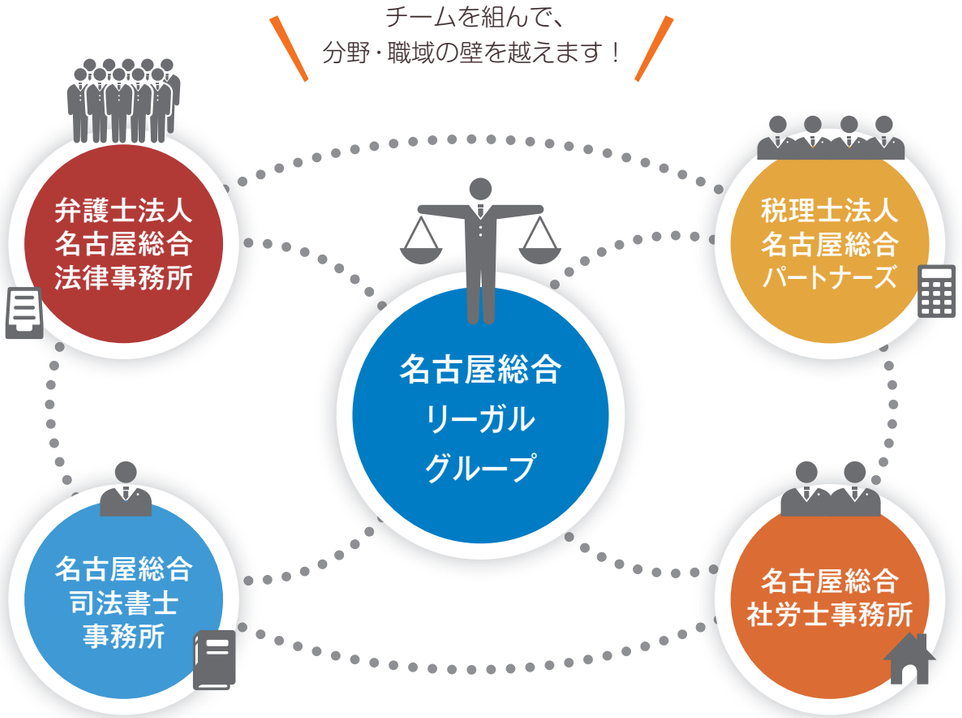

相続手続きの流れ

1. 遺言書の有無
   公正証書遺言の有無の確認
   自筆証書遺言の検認手続き
2. 相続人の調査
   亡くなられた方の戸籍謄本の収集
3. 相続財産の調査
   預貯金・有価証券・生命保険・不動産
4. 相続方法の決定
   単独承認・限定承認・相続放棄のいずれかを選択します
5. 準確定申告
6. 遺産分割協議
   遺産分割協議書の作成
7. 相続税申告
8. 遺産の名義変更
   預貯金・有価証券・生命保険・不動産

「相続手続きの代行」だけでなく、遺産分割トラブル・遺留分請求などの「相続紛争」から
遺言書作成・生前贈与などの「相続対策」・「節税対策」まで
お客様の立場に合わせて必要なサービスを提供いたします。
どんな段階のご相談内容であっても、安心してご相談ください。

司法書士のコラム　遺言書と遺留分

このような遺言は有効でしょうか？

「籍は入れていないが、ずっと一緒に住んでいる内縁の妻がいる。自分の前妻・子どもとは全く連絡を取っていないので、自分の財産をすべて内縁の妻に相続させたい。」
「子供の一人が絶縁状態である。その子には相続財産を分けたくない。」
答えは、
「遺言自体は有効ではあるが、思う通りにいかないこともある」です。遺言でどのように書かれていても、子や孫・配偶者には一定の財産を得る権利があります。これを遺留分といいます。そしてこのような権利を持つ人のことを遺留分権利者と言います。

遺留分の割合

たとえば、ずっと一緒に住んでいる内縁の妻と、連絡は取っていないけれど実は子どもがいるという場合、全財産を内縁の妻に相続させたいと思っても、子には遺留分として相続財産の２分の１を得る権利があります。（子どもが二人いる場合は、２分の１を二人でわけるため、それぞれ４分の１ずつ、遺留分の権利があります。）もちろん遺言にはどのようなことを書くこともできますから「全財産を内縁の妻に」とすることも可能です。ですが、子が「私にも相続財産を分けてほしい」と言ってきた場合、財産の２分の１をその人達に分けなくてはいけません。

遺留分減殺請求権の時効

この権利は、遺言者が死亡し遺言の内容を遺留分権利者が知った時から１年、または遺言者が死亡したこと自体を知らなくても、死亡してから 10 年で消滅します。

遺留分減殺請求の申し立て・放棄

相続財産を得ることができなかった子・配偶者・両親は必ずしもこの権利を行使する必要はありません。遺留分権利者が何人かいる場合、一部の者が行使し、ほかの者は行使しないということもできます。また遺留分権利者は遺言者が亡くなる前に、「私は将来、遺留分の権利を行使しません」と権利を放棄することも家庭裁判所の許可を受けることでできます。

遺言を書くにあたっての注意点

以上のように、相続財産の分け方はどのようなものでも希望するように書くことはできます。
ですが、遺留分権利者が「私たちにも権利があるはずだ！相続財産を分けてほしい」と言ってきた場合、後々争いが生まれてしまう可能性もあります。

そのようなことが起きる可能性があるのなら、はじめから遺留分権利者の遺留分についてそれなりの配慮をした適切な財産を分けるような内容の遺言にすることも考える必要があるかもしれません。

弁護士のコラム　遺産分割協議はやり直せる？

遺産分割協議書を作成して、遺産分割協議を終えた後で、「やっぱりやり直したい」というご希望を聞くことがあります。
その理由・原因としては、以下のようなお話が多い印象があります。

① 他の遺産が見つかった、又は一部の相続人が遺産を隠していたので、それを含めてやり直したい。
② 信用して分割協議書に押印したが、後で見ると不利な内容だった。又は事前に聞いていた話と内容が違っていた。
③ 思ったよりも相続税が高く、払えないから現金・預金がほしい。
④ 遺産分割協議書の内容で約束した支払いなどをしないから。
⑤ 遺産分割と同時に話し合った介護・扶養の義務を果たさないから。

遺産分割協議をやり直すことはできるのでしょうか？

遺産分割協議も合意によるものですので、相続人全員が同意してやり直すということであれば、遺産分割協議のやり直しは可能です。
ただこの場合、税法上は「遺産分割協議のやり直し」ではなく、「ある相続人から、別の相続人への贈与」とみなされる可能性がありますので、注意が必要です（贈与税を支払うように言われる可能性があります）。
しかしながら、このように合意してやり直せる場合は珍しいのではないかと思われます。遺産分割をやり直すということは、相続人の誰かが遺産分割の内容に不満を持っているということでしょう。
そのような場合、逆に、遺産分割をやり直したくない相続人もいると思われます。そうしますと、合意によって遺産分割をやり直すことはできません。

では、他に遺産分割をやり直す方法はないでしょうか。
一つの方法として、遺産分割協議の内容で定められた義務を果たさない、または遺産分割協議と一緒に決めた介護・扶養の義務を果たさない場合、債務不履行による解除（民法５４１条など）は考えられます。しかし、実務上は、債務不履行による遺産分割協議の解除には否定的なようです。
その理由として、義務を果たさないのであれば、義務を果たすように求める請求が考えられ、一度成立した分割協議をやり直すまでは必要ないのではないか、という考えがあるようです。
例えば、遺産分割協議でいくらかの代償金を支払うという約束をした場合、その代償金が支払われないのであれば、遺産分割協議をやり直すのではなく、代償金の支払い請求訴訟を起こすことが考えられます。
また、介護・扶養をしないのであれば、合意された扶養料の支払いを求めて裁判や調停を起こす、といった方法がありますので、遺産分割協議のやり直しまでは不要ではないか、と考えられます。

そうしますと、合意でしか遺産分割協議はやり直せないのでしょうか。他にないとすると、相続人全員が合意しない限り、不当な遺産分割協議もそのまま有効になってしまうことになります。
遺産分割協議も、当事者の意思表示が合致することの一種です。
そうしますと、民法には、意思表示に問題があったときに、意思表示を取り消したり、無効にする条文があります。例えば、詐欺・強迫により意思表示をさせられたような場合には、民法上、意思表示の取消ができるとされています（民法９６条）。遺産分割も意思表示ですので、騙されたり、強く迫られたり、脅されたような場合には、意思表示の内容に問題があったとして、遺産分割協議を取り消すこともできると考えられます。また、これ以外にも、民法上は錯誤無効(民法９５条)という条文があります。法律行為の要素に錯誤があった場合、その意思表示は無効とされていますので、遺産分割協議が

無効だと言える場合も考えられます。
最近の例として、東京地方裁判所の平成２７年４月２２日の判決が挙げられます。この事例は、概要として、被相続人の死亡前後に預貯金が相続人の一人によって引き出されていたが、それを知らずに遺産分割協議を成立させ、その成立後に預貯金の引き出しが発覚したという事案です。本来の事案はもっと複雑ですが、実際に遺産分割協議の錯誤無効が認められた事案もあります。ただ、一部の遺産が含まれていなかったという場合には、その含まれていなかった遺産を別途、分割すればいいということで、錯誤無効が認められない可能性も十分考えられます。

このように、遺産分割をやり直す方法として、詐欺・強迫による遺産分割協議の取消や、錯誤無効という方法も考えられます。
しかし、実際に詐欺があったか、強迫があったかを証明することは簡単ではありません。

同じく、錯誤があったかどうかを証明することも簡単ではありませんし、錯誤の場合、意思表示をした人に重大な過失があると、錯誤無効が認められません（民法９５条但し書き）。そう考えますと、遺産分割協議のやり直しは、かなりハードルが高いと言えるでしょう。

遺産分割協議における注意点

遺産分割協議で不満を持ち、後でやり直しを求めなくてもいいように準備する方が容易で、手間もかからないと思われます。そのためには、怪しいと思ったら印鑑を押さない、印鑑登録証明書を渡さない、不利だと思ったら一人で話し合いに行かない、遺産分割協議書はよく読む､書いてない約束はしない(約束は全て協議書に書く）といった対策をとって、不満の残る分割協議を避ける方がいいでしょう。

税理士のコラム　基礎控除の留意点

既に多くの方がご存じかと思いますが、「相続税申告が必要になるか、ならないか」について大きな判断基準となる基礎控除の金額が、昨年１月１日より大幅に引き下げられています。現在の基礎控除額は「3,000 万円＋ 600 万円×法定相続人の数」と定められており、従来の 60% の水準となっています。

この影響で平成 27 年中の相続税申告数が実際どの程度増加したかについては、国税庁より今年 12 月に公表されるまで判明しませんが、平成 26 年の実績 (被相続人 56,239 人) を大きく上回ることは間違いないでしょう。

相続税もかなり身近な存在となりました。

この基礎控除の金額を決める「法定相続人」ですが、原則として民法に規定する相続人を指します。すなわち、親子３人のご家庭で父が亡くなった場合、母および子１人が法定相続人となり、基礎控除の金額は、3,000 万円＋ 600 万円×２名＝ 4,200 万円となります。

通常、この金額と父の残した遺産総額との比較で、相続税課税が生じるか否かを一次的に判断します。

この基礎控除額の計算に加味する法定相続人の範囲ですが、以下の２つのケースにおいては、民法と異なる考え方で決められているため留意しておく必要があります。

被相続人に養子がいる場合

相続において養子は実子と全く同様に取り扱われますが、相続税計算上の基礎控除の金額を計算するに際しては、上記の「法定相続人」に含まれる養子の数は次のような制限があります。

被相続人に実子がある場合・・・１人
被相続人に実子がいない場合・・・２人

すなわち、孫２人を養子にしたとしても、実子が生存している場合、基礎控除の計算上、孫養子のうち１人はカウントされないという結果になります。

一般に子の配偶者や孫を養子にすることは相続税の生前対策として有効とされていますが、その数にはこのような上限があることに注意が必要です。

相続放棄があった場合

相続人が家庭裁判所で相続放棄の手続きを取り、受理された場合、その相続人は民法上、その相続に関して、初めから相続人とならなかったこととみなされます。しかし、相続税法上、基礎控除額の計算については、「その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする」と定められています。

したがって、相続放棄をして、一切遺産を受け取らないこととなった被相続人の子であっても､基礎控除の計算上は上記の「法定相続人」に含まれることになります。

またその反面、ある相続人の相続放棄があったことにより反射的に相続人になった者がいたとしても、この者は基礎控除の計算上、上記の「法定相続人」に含まれないということになります。

例えば、先の親子３人のご家庭のケースで、子が相続放棄をした場合、民法の規定に従い、亡くなった父の両親 (以下、祖父母) が存命であれば相続人となりますが、この場合であっても、基礎控除の計算上の法定相続人は、母および祖父母の３名ではなく、あくまで母および子の２名（基礎控除額は 4,200 万円のまま）となります。

すなわち、相続放棄をした者がいたとしても、基礎控除の金額には一切影響しないということとなります。

子供がまだ胎児だった場合

ところで、被相続人の子がまだ 胎児であったケースについても規定があります。民法では「胎児は、相続に関しては、すでに生まれたものとみなす」と胎児にも相続権を認めておりますが、相続税の基礎控除額の計算において胎児は、申告書提出日までに生まれていない場合、法定相続人には含めずにいったん相続税計算を行なうとされています。
その後、胎児が生まれた時に初めて法定相続人とされ、基礎控除の計算に含めることとなります。
よって、もし相続税申告書の提出期限後に胎児が生まれた場合は、相続人の異動が生じたという扱いとなり、基礎控除額が増額したことに伴う相続税額の過大納付分は更正の請求を行なうことにより還付請求することとなります。

ただ、相続税の申告期限は相続開始から 10 ヶ月先であるため、実務的に多くのケースでは、胎児が生まれるのを待って、法定相続人に胎児も加味して税額計算を行なった上で、相続税申告書を提出することになるかと思います。

事務員のコラム　相続財産と家族

私は、名古屋総合リーガルグループの税理士法人で税理士の補助者として働いています。相続税の申告のお手伝いもさせていただいていて、故人の残された遺産の詳細をまとめることも私の仕事です。現代の私達にとっては当然のことですが、人は貨幣経済の中で生活していますので、お金は人の生活そのものと言えます。故人の遺産を見せていただいていると、その故人がどんな人で、どんな生活をされていて、何に価値観をみいだされていたか、家族にどんな思いを伝えたかったかが手に取るように解ることがあります。

A さんのケース

故人 A 氏は医師でした。戦後の貧困の中、苦労して医師の資格を取り、長年地域医療に携わってみえました。仕事一筋の人であったため、通帳には多くのお金が残されていました。相続人は子供 3 人です。3 人はそれぞれ仕事を持って立派に自立していたため、「まぁ、親父が残しておいてくれた遺産ならいただくか‥」といったところでした。むしろ、「こんなに残してくれなくても良かったので、このお金を使ってもっと家族との思い出を作ってもらいたかった」と嘆かれました。聞けば家族で旅行したことも、外食したことも数えるほどだったということでした。戦後、お金に苦労した故人にとっては財産を子供達に残すことが家族への愛情表現だったのではないかと、私には感じられました。

B さんのケース

故人 B 氏には子供が 2 人いましたが、頑固者だった故人と子供達とはうまくいっていませんでした。暫くの間、音信不通となっていたそうです。故人が亡くなり、相続の相談を受けて遺産を調査した時、私は故人の遺志をはっきりと受け止めることができました。土地も有価証券も預金も、きれいに 2 つに分割できるようになっていたからです。いくら喧嘩をしていても子供を思う親の気持ちが痛いほど伝わってきました。

C さんのケース

故人 C 氏が亡くなった時、遺産の整理をしていた相続人達は、相続人の誰もが知らない土地があることを知りました。その土地は故人の自宅の近所の土地でしたが、小さな土地で、あまり利用できそうにありません。どうしてこんな土地を買ったのだろうと遺族は不思議に思いました。調べるうちに解ったことは、その土地の所有者だった人が、病気で働けなくなり困っていたところ故人が家族に内緒でお金を貸していたのです。その後、その土地の所有者の病気は治りましたが、借りたお金を返すことが困難なので土地を買ってほしいとの申出を受けて故人がその土地を買ったとのことでした。この時初めて遺族は故人の心の広さを知ったのです。

相続が発生した時、相続人は遺産がいくらあるのか、自分はいくら貰えるのかということに関心が向いてしまいます。それは相続人の権利で当然のことであり、決して恥ずべきことではありませんが、一度、故人の通帳の動きをじっくり眺めてみる時間を持っていただけたなら、故人の生活や想いが感じられることがあるかもしれませんし、自分の知らない故人の顔が見えてくるかもしれません。そして、財産を残してくれた故人に感謝の気持ちを持つことができれば故人にとっても遺族にとっても良い相続となるはずだと思います。

※プライバシー保護のため、事例の趣旨に影響を及ぼさない範囲で内容を変更してご紹介させていただいておりますことを、ご了承下さい。

事務員のコラム　認知症サポーター

「認知症サポーター」って聞いたことがありませんでした。認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人のことです。厚生労働省が「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施しているものです。「認知症サポーターキャラバン」は、「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座は、あちこちで開催されているそうです。全国で平成 28 年 3 月 31 日時点で 7,503,883 人のサポーターが誕生しているそうです。

私は、新聞のチラシで、「認知症サポーター養成講座」が自宅の近所で開催される事を知り、興味を持ちました。自分の身内が、認知症とまでもいきませんがそれになりつつあり、なにかしらそれに関する経験をしたいなと思っていたところで、よい機会だったのです。この講座では、認知症の動向、認知症への理解、認知症サポーターとは、等の説明を受けました。

認知症の人への対応の心得として

【3 つの「ない」】
① 驚かせない
② 急がせない
③ 自尊心を傷つけない

具体的な対応 7 つのポイント

① まずは見守る。さりげなく
② 余裕を持って対応する
（急がせると動揺させてしまいます。）
③ 声をかける時はひとりで
（複数で取り囲むと恐怖心を与えます。）
④ 後ろから声をかけない
（唐突の声かけは驚かせます。）
⑤ 相手に目線を合わせてやさしい口調で
⑥ おだやかに、はっきりした滑舌で
⑦ 相手の言葉に耳を傾けゆっくり対応する
反応を見ながらひとつずつ会話をする

オレンジリング認知症サポーターは特別な何かをするわけではありません。認知症の人やその家族の方々への「応援者」です。以上のことを学んだ 1 時間半くらいの養成講座でした。

認知症サポーター養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付していただきました。

いつも買い物をするスーパーのレジの人が、オレンジリングを胸に付けていました。あの方もサポーターなんだ、身近にもサポーターが増えているんだな、とうれしく思いました。

士業紹介

名古屋総合リーガルグループに新しいスタッフが入所しました。
新しい仲間を迎えて、ますます活発に業務に邁進していきます。

NEW

弁護士

小原 将裕

静岡県生まれ
東京大学法学部卒業
神戸大学法科大学院修了

相談者の方が問題を解決された時の笑顔が、私の仕事のやりがいです。人の心の機微を捉えられる、事実関係の分析能力の高い弁護士を目指しています。

NEW

弁護士

後藤 奈津季

岐阜県生まれ
同志社大学法学部卒業

「実るほどに頭を垂れる稲穂かな」幼い頃から母親に聞かされていた言葉です。人として、弁護士として、常に思いやりと謙虚な気持ちを忘れないでいたいと思っています。

NEW

弁護士

吉村 彩理詩

宮城県生まれ
中央大学法学部卒業
東北大学法科大学院修了

はじめまして。弁護士という職に就いて 5 年半が経過しましたが、これまでの経験を活かしつつ、初心を忘れずに日々精進していきたいと思います。

NEW

司法書士

加藤 綾子

愛知県生まれ
南山大学法学部卒業

父が司法書士をしていたことから自然と法律家としての道に興味を持ちました。依頼者の方に信頼していただけるような司法書士になれるよう努めてまいります。

代表弁護士・税理士

浅野 了一

愛知県名古屋市生まれ
名古屋大学法学部卒業
弁護士法人名古屋総合法律事務所を設立

社員弁護士・税理士

杉浦 恵一

愛知県高浜市生まれ
東京大学法学部卒業
東京大学法科大学院修了

弁護士

岬 宏美

山口県生まれ
大阪大学法学部卒業
神戸大学法科大学院修了

弁護士

平野 秀繁

愛知県常滑市生まれ
慶應義塾大学法学部卒業
中央大学法科大学院修了

弁護士

橋本 友紀子

広島県生まれ
上智大学法学部卒業
神戸大学法科大学院修了

弁護士

吉田 大気

千葉県生まれ
明治大学法学部卒業
早稲田大学法科大学院修了

弁護士

塚本 菜那子

静岡県生まれ
東京大学教養学部卒業
東京大学法科大学院修了

社会保険労務士

岡田 恵子

滋賀県生まれ
同志社大学文学部卒業
中国深圳大学大学院
法学研究科修士課程修了

社会保険労務士

瀬古大樹

愛知県生まれ
愛知教育大学教育学部
情報教育課程卒業

名古屋総合リーガルグループ

業務案内

名古屋総合リーガルグループは相続を含めた６分野の業務を承っております。
何かお困りの事がございましたらどうぞご相談ください。

相続・相続税

離婚・男女問題

交通事故
（被害者側）

債務整理
企業再生・倒産法務

中小・中堅企業
法務・税務・労務・登記

不動産
法務・税務・登記

ご予約は、WEB ページ
http://nagoyasogo.jp
またはお電話で！
0120-758-352

名古屋総合リーガルグループ

〒460-0002　名古屋市中区丸の内二丁目 20 番 25 号
丸の内 ST ビル６階

弁護士法人　名古屋総合法律事務所
TEL　052-231-2601　FAX　052-231-2602

名古屋総合司法書士事務所
TEL　052-231-2605　FAX　052-231-2607

税理士法人　名古屋総合パートナーズ
TEL　052-231-2603　FAX　052-231-2604

名古屋総合社労士事務所
TEL　052-231-2601　FAX　052-231-2602

名古屋総合法律事務所　検索